

議案第 39 号

訴えの変更について

令和 8 年 5 月 15 日に提出した議案第 24 号において議決された訴えの提起について、次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 25 日提出

岬町長 田 代 堯

1 請求の趣旨の変更

請求の趣旨中

- 「(1) 共同被告に対し、金 25,183,457 円の支払いを求める。
- (2) 共同被告に対し、遅延損害金の支払いを求める。」を
- 「(1) 共同被告に対し、金 23,691,500 円及び遅延損害金の支払いを求める。
- (2) 被告 1 に対し、金 1,758,157 円及び遅延損害金の支払いを求める。」に改める。

2 変更の理由

当初、共同被告に対して支払いを求めていた請求額 25,183,457 円には、契約解除により発生した損害（23,691,500 円）及び未払金（1,491,957 円）を合算して請求することにしておりました。

その後、未払金について、被告 1 が指定管理者として指定された期間中の維持管理経費等は、解除した事業契約に基づき被告 1 の負担となっていることから、当該未払金は、被告 1 のみに支払義務があると判断のうえ、当初の請求額を共同被告に対する請求額及び被告 1 に対する請求額に分割するものです。

また、未払金に係る請求内容について再精査したところ、新たに追加すべき費用が生じたことから、被告 1 に対する請求額を金 1,758,157 円に改めるものです。

第1 訴えの提起の内容について（抜粋）

1 当事者

原 告 岬町

共同被告 被告1 兵庫県神戸市東灘区向洋町中九丁目1
株式会社A r k L E

被告2

2 事件名

損害賠償請求事件

3 請求の趣旨

- (1) 共同被告に対し、金25,183,457円の支払いを求める。
- (2) 共同被告に対し、遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 共同被告に対し、訴訟費用の負担を求める。

第2 請求額を分割する理由

当初、共同被告に対して支払いを求めていた請求額（25,183,457円）では、契約解除により発生した損害（23,691,500円）及び未払金（1,491,957円）を合算しておりましたが、契約解除により発生した損害は、被告1に加え、本事業を合理的な理由なくストップさせる事態を招いた被告2の責任を問うものであり、連帯して損害賠償を請求できる性質のものである。

一方で、未払金は、事業契約書第38条第1項及び第2項の規定に基づき、指定管理期間中において、指定管理者であった被告1が自らの責任及び費用負担において行うべき維持管理経費等であり、直ちに被告2の重大な過失として個人の連帯責任まで問う性質のものではないことから、請求額を分割するものである。

第3 未払金に追加した費用

未払金に係る請求内容を再精査したところ、園内照明灯の点検及び修繕等の維持管理の適正な実施について、本町は被告1に対して令和6年12月に指定管理業務改善指示書を送付し指示したにもかかわらず、被告1がこれに従わなかったため、園内照明灯に係る修繕費用（266,200円）を被告1に代わり本町が負担していた額について、当初の未払金に追加し、被告1に対する請求額を改めるものである。

第4 関係条項

事業契約書第38条第1項及び第2項（抜粋）

(維持管理業務の実施)

第38条 事業者は、維持管理・運営期間中、本契約等に従い、自らの責任及び費用負担において維持管理業務を行う。事業者は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、維持管理業務に関する一切の責任を負担する。町の責めに帰すべき事由により事業者が増加費用が発生したときは、町は、当該増加費用を合理的に必要な範囲で負担する。

- 2 町は、本条例（岬町立みさき公園条例をいう。以下同じ。）に定めるところに従い、事業者を本公園の指定管理者として指定し、事業者はこれをもって指定管理者として本条例その他の関連する法令及び本契約等に従って指定管理業務を開始する。指定管理業務の対象は、本公園及び本公園上の全施設（ただし、第5条第1項に従い設置許可の対象となる新施設及び管理許可の対象となる既存施設を除く。）とする。